

安心助成

下記の要件で建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた住宅を建てるときに助成する制度です。





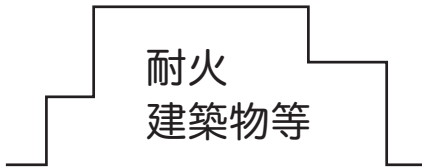

■対象地域

準防火地域（谷中二・三・五丁目を除く）

根岸三・四・五丁目、三ノ輪二丁目、池之端、上野公園、上野桜木、谷中一・四・六・七丁目

■対象の住宅と助成金額

- ・地階を除く階数が3以下であり、延べ面積 50m² 以上で申請者が居住する一戸建て住宅
- ・店舗兼住宅の場合、自営で住宅部分の面積が 1/2 以上であること（共同住宅・長屋を除く）

延べ面積 助成金額	50m ² ≦  ≦ 500m ²		500m ² <  ≦ 1500m ²	
	120万円	平屋・2階建	 準耐火建築物等	 耐火建築物等
3階建		 耐火建築物等		
240万円	平屋・2階建	 耐火建築物等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※耐火建築物等、準耐火建築物等とは 建築基準法第53条第3項第1号イ及びロに規定する基準に適合する建築物をいう。 </div>	

■耐震化推進加算 50 万円

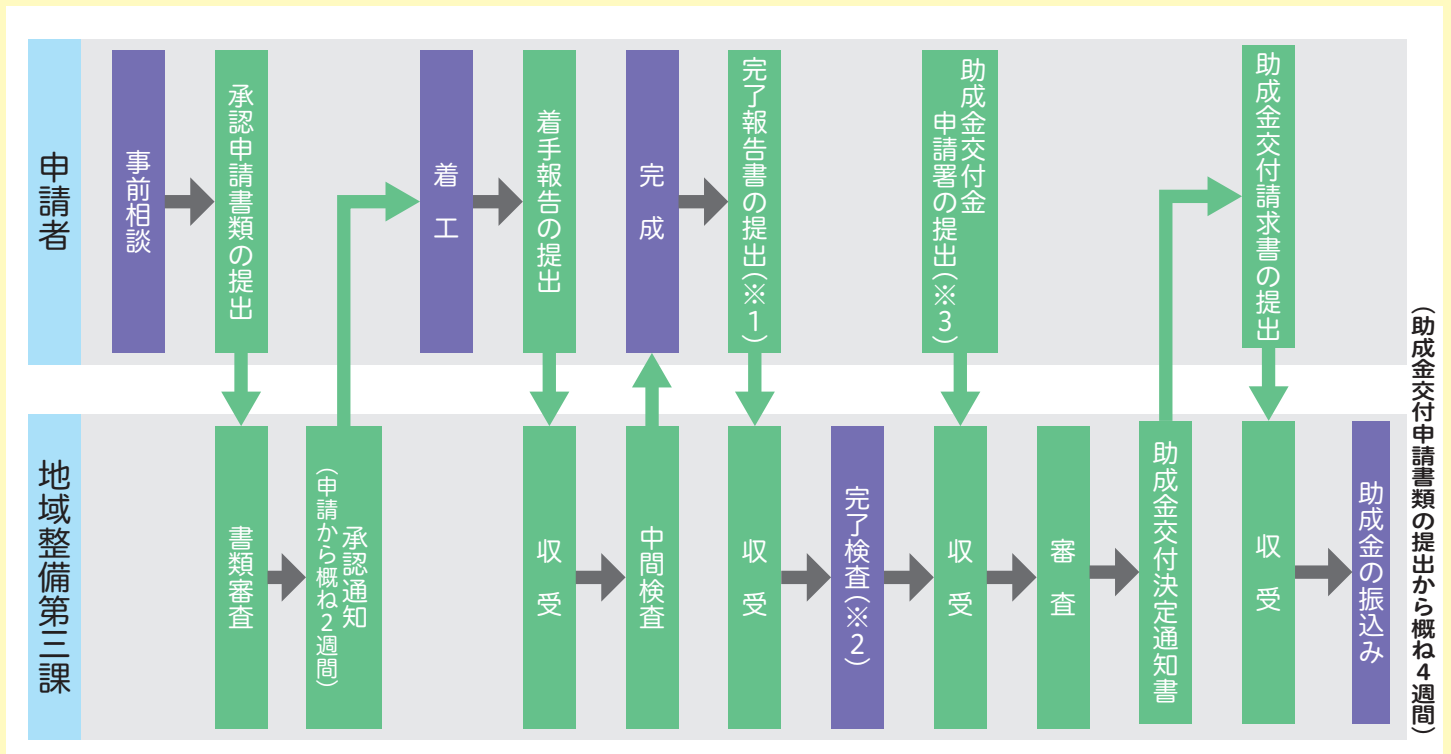
安心助成の対象となる既存住宅の建替えて、以下の要件を全て満たす場合に 50 万円を加算して助成します。

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築されたもの。
- ②延べ面積の 1/2 以上が住宅で、主要構造部の過半が木造であること。
- ③建築課で実施している老朽建築物等の除却工事費用の助成を受けていないこと。
また三世帯住宅助成と併用できます。詳細は住宅課へお問い合わせ下さい。

■申請について

- ①建築工事着手前に申請し、かつ助成金の承認を受けることが必要です。(ただし、耐震化推進加算を受ける場合は、別途お問い合わせください。) 着工してからの受付はできません。
- ②申請前に事前相談が必要です。事前相談は、建物の図面、仕様、建築主、建築後の入居者、従前・従後の土地と建物の所有状況の確認をします。(電話で予約の上お越し下さい。)
- ③図面の事前相談は申請受付の確約ではありません。
- ④申請書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。申請書類を全て揃えて申請された順に受付します。

■助成金手続きの流れ



- ※1 台東区狭あい道路拡幅整備条例の対象となる整備（建築基準法第42条第2項道路等）がある場合は、整備後に完了報告書を提出してください。完了報告書には完成図面の添付が必要です。
- ※2 担当者の立会いのもと、承認時の図面どおりに建築されているか、建物内部を確認します。足場がとれ、間取りが確認でき、設備が取り付けられた状態で、ご連絡ください。
- ※3 建物の外観・空地・室内の写真、検査済証の写し、誓約書、建物の登記簿謄本、入居した全員の住民票等添付書類が必要です。